3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類を機構に提出したことがある場合はこの限りでない。

一　死亡した既支払者（前項の場合にあっては、死亡請求者。次号において同じ。）と法附則第三条第一項の規定により未支給の特別加算金の支給を請求した者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍の謄本若しくは抄本又は法定相続情報一覧図の写し

二・三　（略）

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（死亡の届出） **第十三条**　法第三十五条第二項の規定による老齢年金生活者支援給付金受給者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出することによって行わなければならない。 一・二　（略） 三　老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号 四　（略） 2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　（略） 3～5　（略） （未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求） **第十五条**　法第九条の規定による未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一～二　（略） 三　老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号 四～六　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 四　（略） 3　（略）	（死亡の届出） **第十三条**　法第三十五条第二項の規定による老齢年金生活者支援給付金受給者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出することによって行わなければならない。 一・二　（略） 三　老齢年金生活者支援給付金受給者の個人番号又は基礎年金番号 四　（略） 2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　（略） 3～5　（略） （未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求） **第十五条**　法第九条の規定による未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一～二　（略） 三　老齢年金生活者支援給付金受給者の個人番号又は基礎年金番号 四～六　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 四　（略） 3　（略）